

資 料 編

- 昭和の大合併の経緯 45
- 市・郡の区域、山形県旧領地図 46
- 市町村合併の推進についての政府の主な取組み、合併特例法の概要等 48
- 市町村合併の手続の概要 53
- 市町村数、人口、面積の状況 57
- 平成10年度市町村普通会計決算等の状況 61
- 国・県の出先機関の管轄区域、市町村間の事務の共同処理等の状況 63
- 市町村合併推進要綱策定に向けたこれまでの県の取組み 64

昭和の大合併の経緯

1. 町村合併促進法に基づく合併実施結果

	市町村数(S28. 9. 30) A	市町村数(S31. 9. 30) B	減少率 (B-A)/A
全国	9, 895	3, 975	△59.83%
山形県	222	56	△74.77%(全国第1位)

2. 町村合併促進法の概要と本県の動き

① 法成立の背景（昭和28年10月1日施行、昭和31年9月30日失効）

昭和22年5月に憲法の施行と同時に地方自治法が施行され、地方行政の各般にわたって地方公共団体の組織運営に関する立法化が行われた。

六三制を規定した学校教育法は、小中学校の経営費を原則として市町村に負担させたので、当時の状況では過重な財政的負担を負わせる結果となった。

また、警察法も市及び五千人以上の人口の町村には原則として自治体警察を設置させたことから、多くの自治体は財政的にいきづまり、せっかくの新制度もその運営に支障を来す実情となった。

このような切迫した情勢下において、昭和24年シャープ勧告が出され、我が国の民主化を推進するためには、強力な地方公共団体をつくること、そのために地方公共団体の財政の強化の方策とならんで、国と地方公共団体との事務の再配分を行うべきことを勧告するとともに、町村合併についても、その必要性が強調された。

② 町村合併促進法の概要

ア. 総則的事項

地方自治の本旨の実現を旨とし、おおむね人口八千以上を標準として町村合併を行い、このため都道府県に町村合併促進審議会を設け、また新町村建設計画の策定等について規定された。

イ. 諸法律の特例

町村議員の任期及び定員についての特例、地方債の特例、地方税の特例、地方財政平衡交付金法の特例等を取りまとめて掲げるとともに、町村合併及び新町村建設計画等の実施について必要な事項が規定された。

ウ. 実施の促進に関する諸事項

国の補助金あるいは内閣総理大臣のあっせん等が規定された。

③ 「町村合併促進基本計画」の概要（昭和28年10月30日閣議決定）

昭和31年9月末日までに、人口8千未満の小規模町村を合併し、町村数を約1/3に減少することを目途に町村合併を推進することとされた。

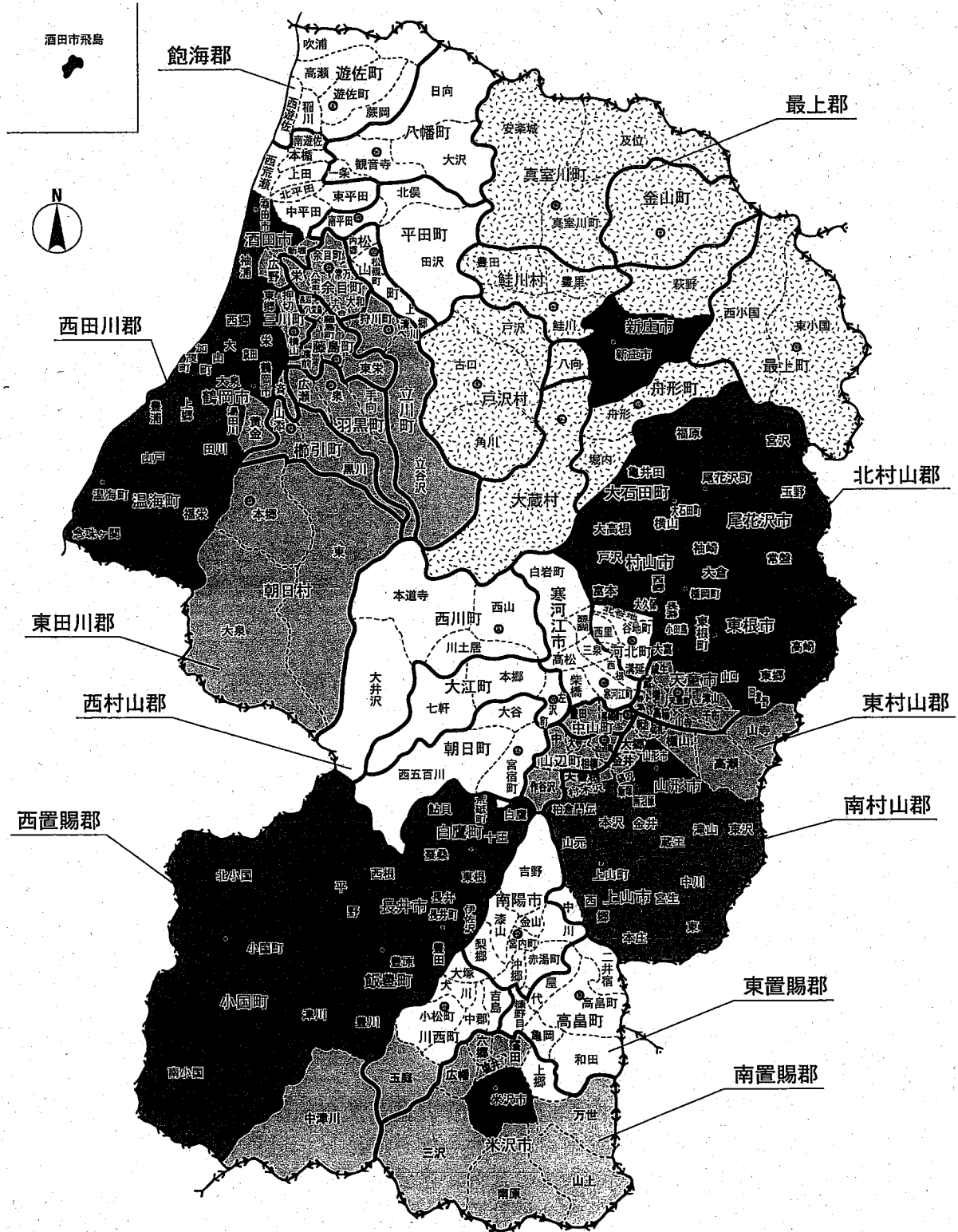
④ 本県の動き

町村合併に関し、本格的に啓蒙にのり出したのは昭和28年6月頃からであり、当時の自治庁次長等の講演会が次々に開催された。

昭和28年10月5日に山形県町村合併促進審議会条例が制定され、昭和28年度は合併計画等の策定、昭和29年度中に本格的合併を実施し、昭和30年4月に町村議会議員や町村長の選挙が行われるまでに大半の合併が達成することを目途として本格的に審議が開始された。昭和29年3月末、町村合併計画が知事に答申され、人口8,000人以下の町村はできるかぎり解消することとし、目標を48市町村に据え合併を推進した結果、この3年間に5市30町187村（222市町村）は9市29町18村（56市町村）に統合された。

市・郡の区域

(昭和28年10月1日現在)

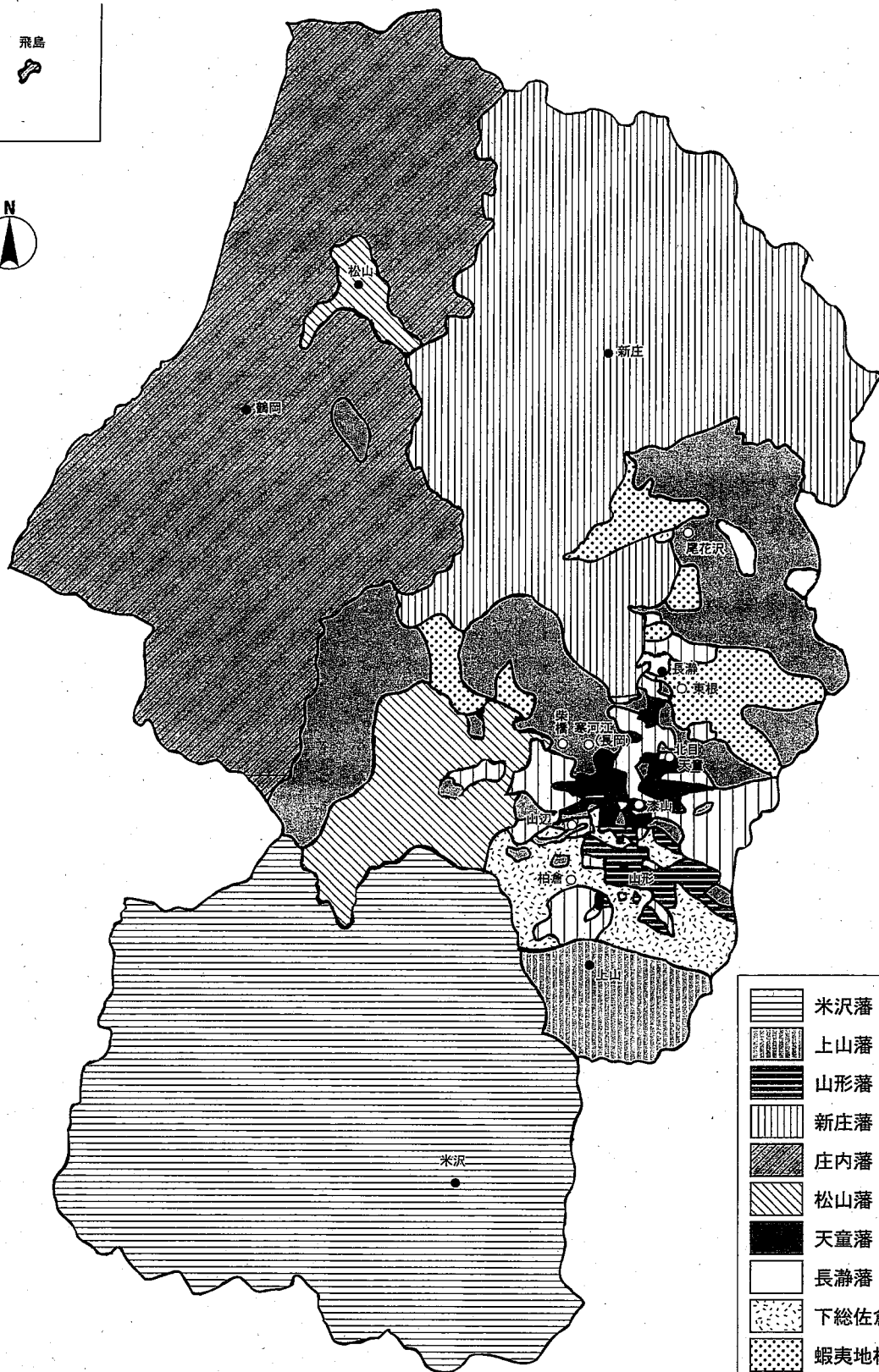


太字は現在の市町村名
 ●印は現在の市役所・町村役場所在地

山形県旧領地図

(明治元年)

飛島



	米沢藩	● 藩庁
	上山藩	○ 代官所・陣屋
	山形藩	
	新庄藩	
	庄内藩	
	松山藩	
	天童藩	
	長瀬藩	
	下総佐倉藩分領	
	蝦夷地松前藩分領	
	その他の藩領(館林・土浦・棚倉)	
	幕府領・旗本高力氏領・寺社領	
	幕府領・藩領入会	

「山形県旧領地調」(明治15年3月刊)により、明治元年現在の山形県内領有関係を示した。

市町村合併の推進についての政府の主な取組

地方分権推進計画（抄）（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）

[第 6 地方公共団体の行政体制の整備・確立 2 市町村の合併等の推進]

交通・情報通信手段の発達、日常社会生活圏の拡大や地域間の連携・協力の促進等により、行政の広域化の必要性が高まってきている。これについては、広域行政機構の活用等により一定の成果があげられてきたところであるが、総合的な行政主体として、人材を確保し、かつ、地域の課題を包括的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的であり、このような視点に立ちつつ、次のような措置を講じる。

(1) 市町村合併の推進

自主的な市町村の合併を推進するため、次のような行財政措置を講じることとし、このため、必要な法改正を行う。

- ①都道府県が合併のパターン等の要綱を作成
- ②合併の推進についての指針の作成
- ③知事が合併協議会の設置の勧告
- ④情報提供等の充実
- ⑤合併関係市町村単位等で地域の実情に応じた活性化方策
- ⑥市町村建設計画の作成に当たり地域の特性等に配慮
- ⑦都道府県による協力
- ⑧合併算定替の期間の延長等の財政措置
- ⑨関係省庁間の連携強化
- ⑩住民発議制度の拡充 など

「市町村の合併の特例に関する法律」改正（地方分権一括法による改正・平成 11 年 7 月 16 日施行）

- ①住民発議制度の拡充
- ②都道府県知事による合併協議会設置の勧告
- ③普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長
- ④合併特例債の創設
- ⑤地域審議会の設置
- ⑥議員年金に関する特例
- ⑦市となるべき要件の特例
- ⑧国・都道府県の協力等 など

市町村合併の推進についての指針の作成・通知（平成 11 年 8 月 6 日）

市町村の合併の推進についての指針を作成し、都道府県に市町村合併推進要綱の作成を要請

都道府県に合併の推進についての積極的な取組を要請（平成 11 年 8 月 6 日）

- ①合併のパターン等を内容とする市町村合併の推進についての要綱の作成、周知
- ②合併市町村に対する統合的補助金の交付
- ③市町村の規模に応じた権限委譲（条例による事務処理の特例）
- ④合併市町村の円滑な行政運営への協力 など

合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型

類型	想定される典型的な地域	合併を通じて実現すべき目標	人口規模と関連する事項
1 人口50万人超	<ul style="list-style-type: none"> 複数の地方中核都市が隣接している場合 大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 経済圏の確立 高次都市機能の集積 大都市圏における一極集中の是正 指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市
2 人口30万人・20万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合 大都市圏において、市街地が離れた複数の小面積の市が隣接している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など 中核的都市機能の整備 急激な人口増加への広域的な対応 都道府県全体の発展の中核となる都市の育成 中核市、特例市への移行によるイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 中核市（30万人以上） 特例市（20万人以上） 一般廃棄物処理（効率的なサーマルリサイクルが可能な）（300t/日規模の施設の目安：20～25万人） 老人保健福祉圏域（平均36万人） 二次医療圏（平均35万人） 広域市町村圏の実態（平均21万人）
3 人口10万人前後	<ul style="list-style-type: none"> 地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合 大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校の設置や一般廃棄物の処理（焼却）など一定水準の質を有する行政サービスの提供 県下第2、第3の都市の育成による県全体の均衡ある発展 	<ul style="list-style-type: none"> 広域市町村圏の設定基準（概ね10万人以上） 消防の体制整備（10万人程度） 高等学校の設置（10万人以上の市） 一般廃棄物処理（焼却）（100t/日規模の施設の目安：7～9万人） 女性に関する施策を専ら担当する組織（課相当）の設置（10万人程度）
4 人口5万人前後	<ul style="list-style-type: none"> 地方圏において、隣接している市町村で一つの生活圏を形成している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施策等の充実（福祉事務所の設置等） グレードの高い公共施設の整備 計画的な都市化による圏域全体の発展 市制施行 	<ul style="list-style-type: none"> 市制施行の要件（5万人（合併特例4万人））（福祉事務所の設置等） 市町村障害者社会参加促進事業の単位（「厚生省関係障害者プランの推進方策について」（平成8年11月15日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）参照） 特別養護老人ホーム2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー7人弱 環境政策一般部門の専任組織（課相当）の設置（3万人程度）
5 人口1万人～2万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等において、地理的条件や文化的条件にまともりなど、複数の町村が隣接している場合 離島が、複数の市町村により構成されている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 町村合併促進法（昭和28年）における標準（最低）規模（概ね8,000人） 中学校の設置（標準法による基準での最小：13,200人程度で1校）（1学校当たりの生徒数を480人（1学級当たり生徒数40人×12学級）とする等の仮定を置いた場合（自治省試算）） デイ・サービス/デイ・ケアの設置（新GP1.7万か所：7,300人程度に1か所） 在宅介護支援センターの設置（新GP1万か所：12,500人程度に1か所） 特別養護老人ホームの整備（最小規模50床を基準（なお、大都市、過疎地等では例外的に30床）：2万人程度） 2万人ではデイ・サービス3か所、ホームヘルパー30人弱 建築技師の設置（1万人程度） <p>※ 新GP＝新・高齢者保健福祉推進10か年戦略（新ゴールドプラン）</p> <p>なお、保健福祉、学校教育といった基幹的行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくともこの「5人口1万人～2万人程度」という類型の規模は期待される。</p>

出典：「市町村の合併の推進についての指針」（自治省）

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の概要

[平成17年3月31日までに行われる市町村の合併について適用]

アンダーライン部分が
地方分権一括法による改正

1 趣旨 (第1条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会 (第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。

3 住民発議制度 (第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

4 市町村建設計画 (第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

5 市となるべき要件の特例 (第5条の2、第5条の3)

平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万以上とする。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 地域審議会 (第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 議会の議員の定数・在任に関する特例 (第6条、第7条)

(1) 新設合併の場合

① 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）

② 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

① 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

② 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例 (第7条の2)

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 農業委員会の委員の任期等に関する特例 (第8条)

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 職員の身分の取扱い (第9条)

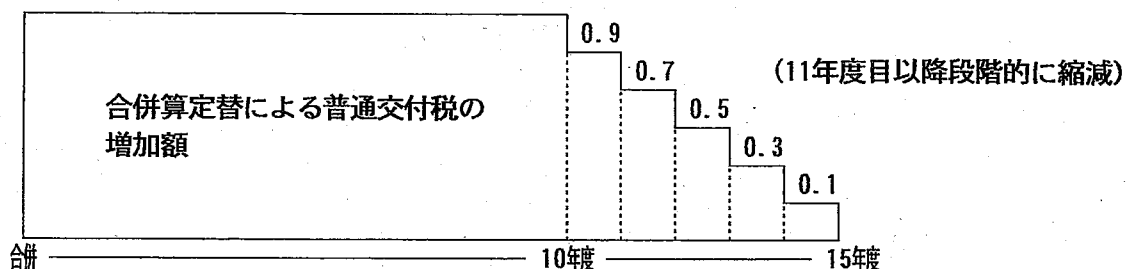
一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようし、また公正に取り扱わなければならない。

11 地方税の不均一課税 (第10条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、不均一の課税を行うことができる。

12 地方交付税の額の算定の特例 (第11条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併前の合算額を下らないように算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



13 地方債の特例等 (合併特例債の創設) (第11条の2)

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

① 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等

② 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

14 災害復旧事業費の国庫負担等の特例 (第13条)

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

15 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例 (第14条)

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

16 国、都道府県等の協力等 (第16条)

(1) 国の役割

① 都道府県及び市町村に、市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施

② 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

① 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施

② 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整

③ 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

17 合併協議会設置の勧告 (第16条の2)

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

市町村に対する国の主な財政支援制度

【市町村合併の検討に対する支援】

(1) 合併準備補助金

市町村建設計画作成等経費として、法定合併協議会の構成市町村ごとに5百万円を上限に補助（1回限り）。

(2) 法定又は任意の合併協議会設置運営経費等の合併準備経費に対する特別交付税措置

- ・ 合併準備経費の50%を、5年間措置。

【新市町村に対する支援】

(3) 普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長

合併年度及びこれに続く10ヶ年度の間、合併しなかった場合に得るべき普通交付税額を全額保障。さらに、その後5年度で当該増加額を段階的に減少させる激変緩和措置を講じる。

(4) 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）

合併年度及びこれに続く10ヶ年度の間、市町村建設計画に基づいて行う事業（道路、運動公園、介護福祉施設の整備、類似施設の統合等）の経費に合併特例債を充当（95%）し、元利償還金の70%を普通交付税措置。

- ・ 合併後の人口、増加人口、合併市町村数に応じて算定。

(5) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

合併年度及びこれに続く10ヶ年度の間、旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成（イベント開催、伝統文化の伝承、コミュニティ活動等）のため行う基金造成に対して、合併特例債を充当（95%）し、元利償還金の70%を普通交付税措置。

- ・ 合併後の人口、増加人口、合併市町村数に応じて算定（基金の上限40億円）。

(6) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併直後に必要な臨時的な経費について、普通交付税（合併補正）による包括的財政措置。

- ①行政の一体化（基本構想の策定・改訂、コンピューターシステムの統一、ネットワークの整備等）
- ②行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）

- ・ 合併後人口、合併市町村数に応じて算定（普通交付税に5年間均等上乗せ、上限30億円）。

(7) 合併市町村補助金

平成17年3月31日までに合併した団体が、市町村建設計画に基づいて行うモデル的事業（電算システム・各種ネットワークシステムの統一、庁舎等の改修、合併記念式典等）に対し、合併年度及びこれに続く2ヶ年度の間補助。

- ・ 合併前の関係市町村の人口に応じて算定

(8) 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

全国平均起債制限比率と合併前の関係市町村に係る起債制限比率の差（合併前の関係市町村の起債制限比率が全て全国平均起債制限比率を上回る場合には、合併前の関係市町村の起債制限比率のうち最も低い起債制限比率と合併前の関係市町村に係る起債制限比率の差）に相当する公債費のうち、利子相当分について特別交付税措置。

- ・ 対象となる利子の50%（上限1億円）を、合併年度後9年間措置。

(9) 過疎地域自立促進特別措置法による特例措置

過疎地域の市町村を含む合併があった場合については、新市（町村）が過疎地域の要件を満たさない場合であっても、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなして、過疎債の発行等の特例措置が適用される。

市町村合併の手続の概要

合併関係市町村

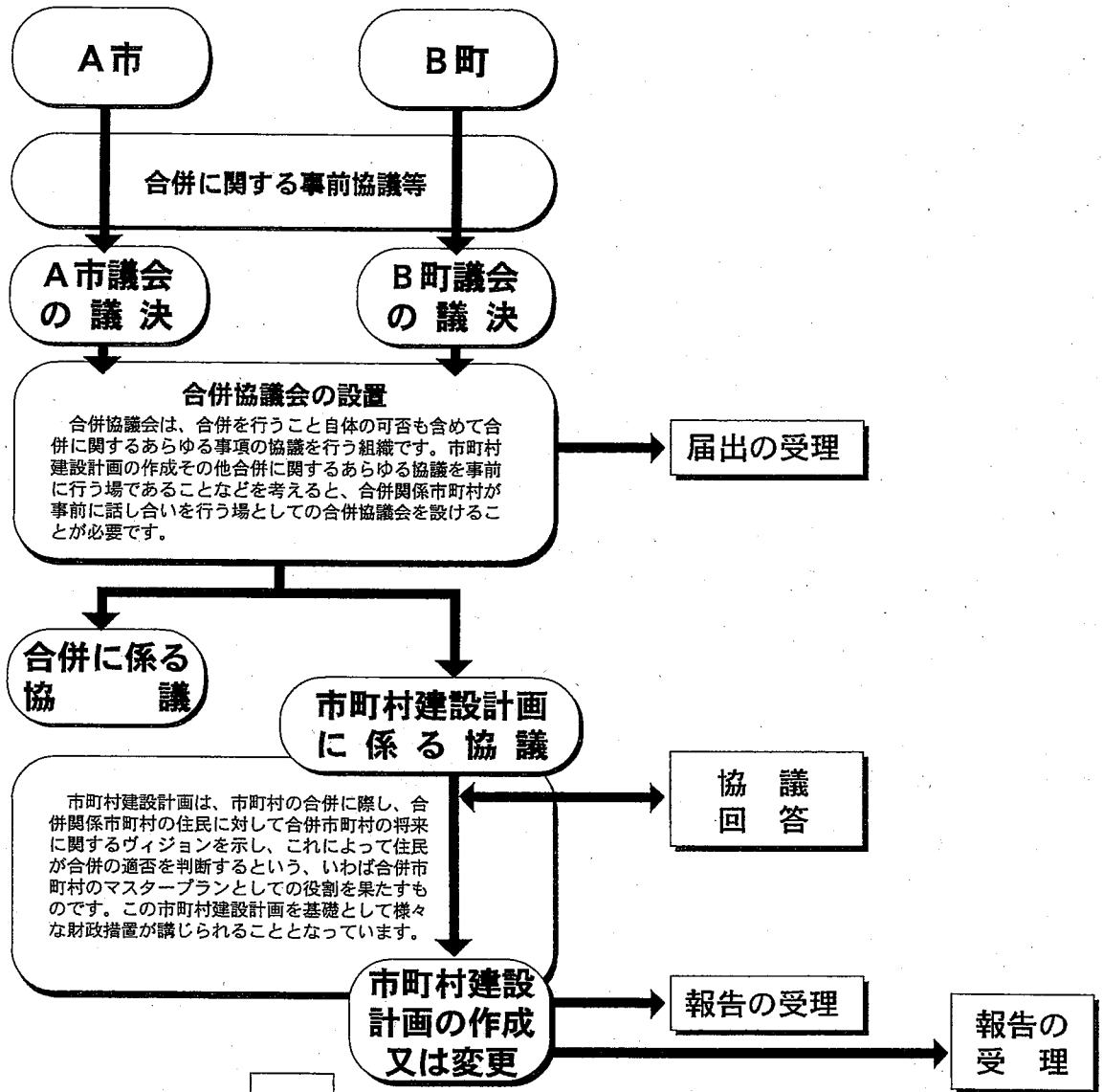
都道府県知事

自治大臣

(省庁再編後は総務大臣)

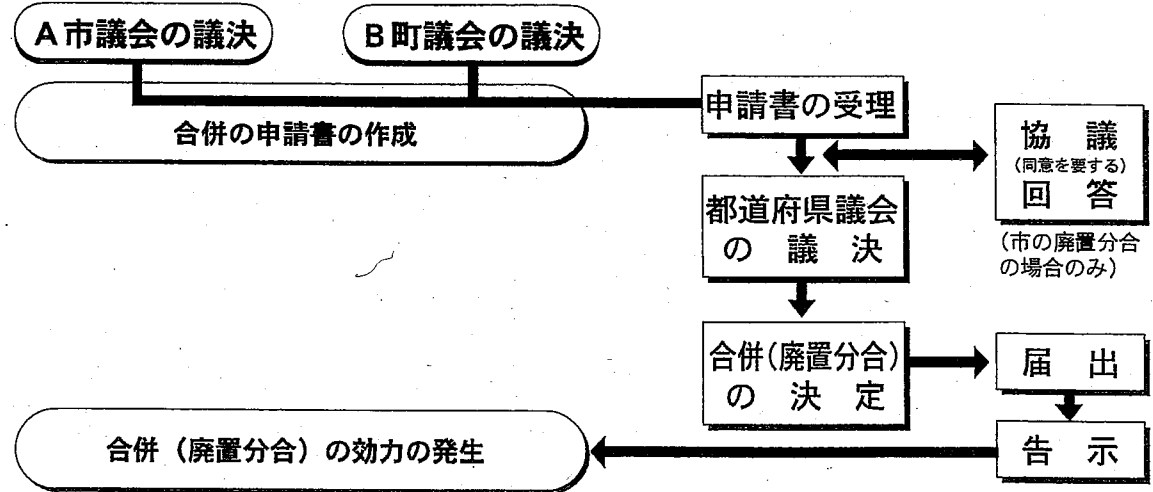
1

合併協議会の設置及び協議



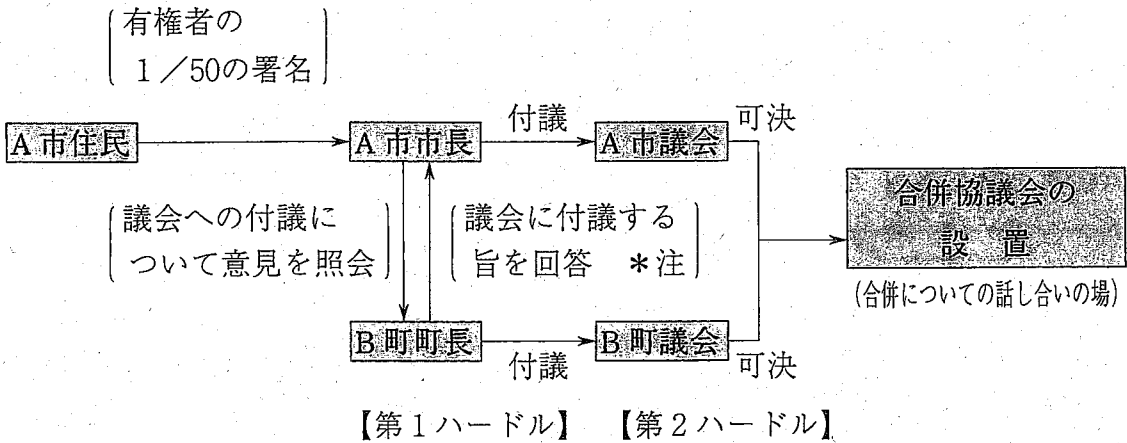
2

合併の申請及び処分



住民発議制度の概要

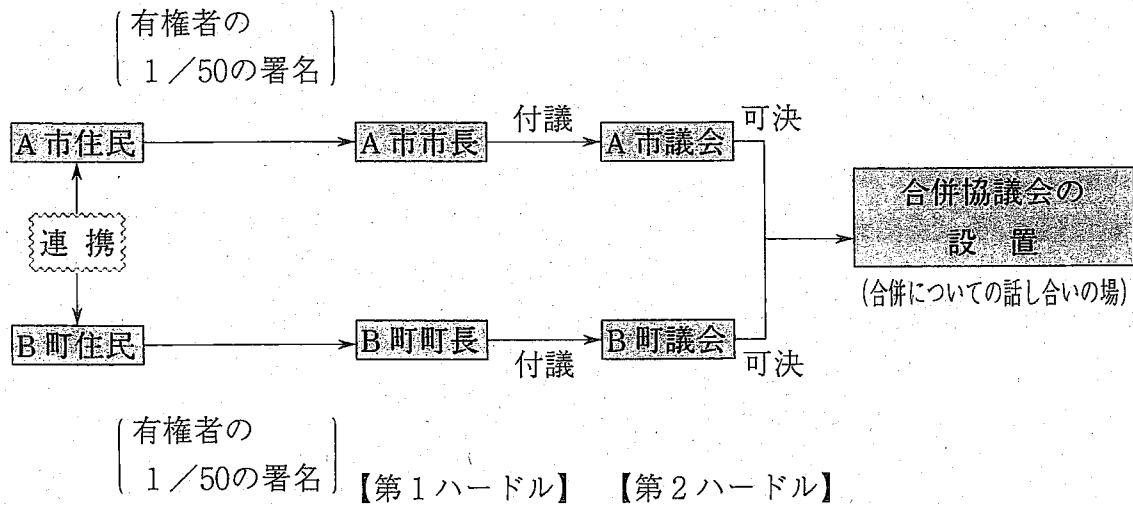
◎一般制度（合併特例法4条（平成7年度創設））



*注：議会に付議しない旨を回答した場合にはA市、B町とも手続き終了

◎同一内容の住民発議に係る制度（合併特例法4条の2（一般制度に追加））

合併に関係する全ての市町村で住民発議が成立した場合は
【第1ハードル】を省いて直ちに議会に付議される



市町村合併協議会の概要

1. 合併協議会の役割

合併を行うこと自体の可否も含め、市町村建設計画の作成その他合併に関するあらゆる協議を事前に行う組織

2. 合併協議会の組織

任意の合併協議会は、事前協議の場として、関係市町村の首長、議会の議員等で構成

法定の合併協議会は、合併関係市町村の協議により定められた規約に基づき、関係市町村の首長、議会の議員、その他の職員のほか学識経験者から構成

篠山市の例（平成11年4月1日合併）	
平成8年2月	任意の合併協議会（4町の首長、議長、副議長の12名で構成）
平成9年4月	法定の合併協議会（4町の首長、議長、副議長、学識者、地元県議会議員、県職員の27名で構成）

3. 合併協議会の協議事項

合併の是非、市町村建設計画、合併の方式、新市町村の名称、新庁舎の位置等数多くの事項について協議

{主な協議項目}

- ① 市町村建設計画（合併後のまちづくりに関するビジョン）
 - 基本方針：将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項
 - 新市町村建設の根幹事業：基本方針実現のための事業大綱
 - 公共的施設の統合整備：支所出張所、小中学校の統廃合
 - 合併市町村の財政計画：合併後5～10年程度の計画策定

② 合併基本項目

- 合併方式
- 合併期日
- 新市町村の名称
- 事務所の位置
- 財産及び債務の取扱

③ 合併特例に関する調整項目（例）

- 地域審議会の設置
- 議会の議員の定数及び在任の特例
- 農業委員会の委員の任期及び定数の特例
- 一般職員の身分の取扱
- 地方税の不均一課税の取扱

④ その他必要な協議事項（例）

- 条例、規則の取扱
- 使用料、手数料の取扱
- 組織・機構
- 支所（出張所）の位置、業務内容、管轄区域
- 一部事務組合の取扱
- 各種団体に対する補助金、交付金の取扱
- 町・字の取扱
- 国民健康保険制度の取扱
- その他住民負担、行政サービスに係る取扱

篠山市の例	
基本理念とした将来構想	「人と理念が調和した田園文化都市」
合併協議項目	44項目（合併方式→対等合併など）
合併協議会開催状況	月1回の定例協議会を開催
合併協議での調整方法	「サービスは高く」「住民負担は低く」
地域振興方策	各町役場を支所に設定 支所長を部長級とし次長を地域振興担当

市町村数・人口・面積の状況

1 全国・山形県の市町村数の変化

	全 国				山 形 県					備 考
	市	町	村	計	市	町	村	計	郡	
明治22年 4月	39	15,820		15,859	2	8	212	222	11	市制町村制施行
昭和22年 8月	210	1,784	8,511	10,505	4	30	191	225	11	地方自治法施行
昭和28年10月	286	1,966	7,616	9,868	5	30	187	222	11	町村合併促進法施行
昭和31年 4月	495	1,870	2,303	4,668	9	29	22	60	11	新市町村建設促進法施行
昭和31年 9月	498	1,903	1,574	3,975	9	29	18	56	11	町村合併促進法失効
昭和37年10月	558	1,982	913	3,453	12	27	9	48	9	市の合併の特例に関する法律施行
昭和40年 4月	560	2,005	827	3,392	12	27	7	46	9	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
昭和50年 4月	643	1,974	640	3,257	13	27	4	44	9	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
昭和60年 4月	651	2,001	601	3,253	13	27	4	44	9	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
平成 7年 4月	663	1,994	577	3,234	13	27	4	44	9	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行
平成12年 4月	671	1,991	567	3,229	13	27	4	44	9	

(参考 郡の数)

	全国	山形県
明治22年4月	804	11
平成12年4月	557	9

2 全国、東北地方及び山形県の市町村の人口分布

平成12年3月31日現在

	全 国			東 北 地 方			山 形 県		
	団体数	構成比(%)	累計	団体数	構成比(%)	累計	団体数	構成比(%)	累計
0以上 1000未満	48	1.5	1.5	1	0.3	0.3	0	0.0	0.0
1000以上 3000未満	268	8.3	9.8	13	3.3	3.5	0	0.0	0.0
3000以上 5000未満	372	11.5	21.3	46	11.5	15.0	1	2.3	2.3
5000以上 10000未満	848	26.3	47.6	137	34.3	49.3	16	36.4	38.6
10000以上 30000未満	975	30.2	77.8	138	34.5	83.8	15	34.1	72.7
30000以上 50000未満	267	8.3	86.0	34	8.5	92.3	7	15.9	88.6
50000以上 100000未満	225	7.0	93.0	17	4.3	96.5	2	4.5	93.2
100000以上 300000未満	161	5.0	98.0	10	2.5	99.0	3	6.8	100.0
300000以上 500000未満	45	1.4	99.4	3	0.8	99.8			
500000以上 1000000未満	10	0.3	99.7	1	0.3	100.0			
1000000以上	10	0.3	100.0						
合 計	3,229	100.0		400	100.0		44	100.0	

(注)人口は住民基本台帳人口(平成12年3月31日現在)による。

3 県内市町村の規模(全国との比較)

	全 国			山 形 県		
	市	町村	計	市	町村	計
市町村数	671	2,558	3,229	13	31	44
人 口 (人)	90,685,908	27,465,626	118,151,534	895,894	349,061	1,244,955
1市町村あたり人口	135,150	10,737	36,591	68,915	11,260	28,294
面 積 (km ²)	105,371.22	265,833.92	371,205.14	3207.61	6115.73	9323.34
1市町村あたり面積	157.04	103.92	114.96	246.74	197.28	211.89

項 目	数 値	全 国 順 位	備 考
市町村数	44	少ない方から8位	最多:北海道(212)・最少:富山・福井(35)
1市町村あたりの			
人 口 (人)	28,294	多いほうから19位	最多:神奈川(226,224)・最少:島根(12,944)
面 積 (km ²)	211.89	広い方から3位	最大:北海道(393.64)・最少:東京(39.02)

(注) 本資料は平成12年3月31日現在で作成。

人口は住民基本台帳人口による。

面積は「全国市町村要覧・平成12年版」(自治省編)による平成11年10月1日現在の概算値。

県内市町村の人口の推移

市町村名	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成11年	順位
山形市	182,187	185,354	188,597	193,737	204,127	219,773	237,041	245,158	249,487	254,488	255,714	1
米沢市	94,649	95,714	96,991	94,435	92,764	91,974	92,823	93,721	94,760	95,592	95,131	4
鶴岡市	96,186	98,814	96,312	95,615	95,136	95,932	99,751	100,200	99,889	100,538	100,399	3
酒田市	93,719	96,735	97,671	95,982	96,072	97,723	102,600	101,392	100,811	101,230	101,311	2
新庄市	41,258	42,712	43,550	43,037	42,120	42,227	42,911	43,033	43,125	42,896	42,692	8
寒河江市	42,589	41,414	40,015	39,175	38,558	39,311	41,048	41,828	42,076	42,805	43,593	7
上山市	39,073	38,792	40,383	38,679	38,357	37,858	38,533	38,822	38,237	38,047	37,288	9
村山市	42,513	40,858	39,057	36,423	34,130	32,670	32,324	32,204	31,589	30,506	29,817	12
長井市	37,429	36,535	36,211	34,024	33,226	33,023	33,286	33,490	33,260	32,727	32,229	11
天童市	47,635	46,213	44,521	43,903	44,758	48,082	52,597	55,123	57,339	60,626	63,018	5
東根市	42,767	39,027	40,917	39,178	39,113	39,266	40,559	41,874	42,751	43,208	44,501	6
尾花沢市	33,146	33,277	31,538	29,368	27,173	25,377	25,231	24,801	23,909	23,127	22,260	14
南陽市	45,228	43,967	41,324	39,089	37,271	36,311	36,682	37,146	36,977	36,810	36,380	10
市計	838,379	839,412	837,087	822,645	822,805	839,527	875,386	888,792	894,210	902,600	904,333	—
山辺町	17,368	16,688	15,844	15,429	14,825	14,363	14,281	14,369	15,016	15,357	15,423	20
中山町	14,098	13,335	12,815	12,056	11,597	11,281	11,624	11,873	11,773	12,390	12,722	21
河北町	28,053	26,767	25,775	24,090	22,643	21,947	21,880	22,311	22,287	21,930	21,725	15
西川町	15,527	15,260	14,389	12,640	10,740	10,016	9,473	9,511	8,554	8,208	7,765	34
朝日町	17,254	16,615	15,594	14,211	12,501	11,646	11,109	10,875	10,417	9,819	9,435	30
大江町	17,159	16,731	15,819	14,489	13,126	11,801	11,374	11,061	10,724	10,537	10,474	26
大石田町	16,018	15,331	14,250	13,071	11,799	10,952	10,685	10,633	10,292	9,949	9,555	29
金山町	10,299	10,284	10,012	9,254	8,430	7,959	8,037	7,872	7,886	7,665	7,472	36
最上町	17,207	17,583	16,833	15,570	14,015	13,520	13,190	13,007	12,541	12,174	11,652	23
舟形町	11,438	11,891	10,957	9,548	8,397	8,033	8,028	7,920	7,806	7,546	7,180	38
真室川町	17,020	17,118	16,856	15,313	13,976	13,253	12,888	12,557	12,230	11,571	10,774	24
大蔵村	9,015	9,044	8,434	6,897	6,080	5,598	5,301	5,203	4,982	4,863	4,669	44
鮭川村	9,056	8,810	8,374	7,620	7,059	6,724	6,645	6,616	6,396	6,092	5,864	42
戸沢村	11,454	11,155	10,479	9,641	8,600	7,939	7,601	7,421	7,248	6,959	6,695	40
高畠町	36,342	35,333	32,136	29,406	27,760	26,868	27,440	27,576	27,510	26,964	26,918	13
川西町	30,645	30,294	28,506	25,500	23,764	22,539	22,423	22,205	21,548	20,764	19,977	16
小国町	17,899	18,366	17,787	15,983	13,999	12,649	12,221	12,096	11,315	10,715	10,369	27
白鷹町	27,744	26,398	24,772	22,245	20,183	18,977	18,821	18,526	18,112	17,706	17,352	19
飯豊町	16,796	16,522	15,478	13,817	12,129	10,764	10,220	10,131	9,880	9,538	9,365	31
立川町	11,227	11,154	11,260	10,310	9,232	8,533	8,317	8,197	7,802	7,511	7,089	39
余目町	22,734	22,996	21,900	20,552	19,693	19,242	19,481	19,261	18,903	18,740	18,470	17
藤島町	16,711	17,182	16,340	14,868	14,052	13,454	13,400	13,412	13,011	12,414	12,351	22
羽黒町	13,423	13,760	13,156	12,096	11,251	10,593	10,538	10,443	10,298	9,988	9,742	28
櫛引町	10,499	10,626	10,505	9,805	9,069	8,545	8,690	8,615	8,722	8,742	8,599	32
三川町	10,593	10,751	10,323	9,371	8,864	8,383	8,479	8,511	8,263	8,188	8,100	33
朝日村	11,463	14,470	11,115	9,722	8,206	7,386	6,900	6,711	6,570	6,309	6,037	41
温海町	24,185	23,007	20,382	17,456	15,459	14,438	14,051	13,255	12,350	11,518	10,692	25
遊佐町	25,726	25,237	23,928	22,661	21,224	20,481	20,412	20,271	19,705	18,895	18,253	18
八幡町	11,582	11,609	10,950	9,780	8,878	8,356	8,473	8,260	8,226	7,896	7,538	35
松山町	9,142	8,794	8,205	7,723	6,828	6,524	6,395	6,151	5,999	5,863	5,660	43
平田町	11,291	11,126	10,403	9,334	8,434	8,011	8,154	8,020	7,814	7,547	7,266	37
町村計	518,968	514,237	483,577	440,458	402,813	380,775	376,531	372,870	364,180	354,358	345,183	—
県計	1,357,347	1,353,649	1,320,664	1,263,103	1,225,618	1,220,302	1,251,917	1,261,662	1,258,390	1,256,958	1,249,516	—
村山計	555,387	545,662	539,514	526,449	523,447	534,343	557,759	570,443	574,451	580,997	583,290	—
最上計	126,747	128,597	125,495	116,880	108,677	105,253	104,601	103,629	102,214	99,766	96,998	—
置賜計	306,732	303,129	293,205	274,499	261,096	253,105	253,916	254,891	253,362	250,816	247,721	—
庄内計	368,481	376,261	362,450	345,275	332,398	327,601	335,641	332,699	328,363	325,379	321,507	—

※ 資料 昭和25-45年;人口統計(昭和49年3月、県企画調整課)、昭和50年-平成7年;国勢調査報告
平成11年;山形県の人口と世帯数(県企画調整部統計調査課)

山形県内市町村の将来推計人口（財団法人 統計情報研究開発センター 試算）

平成7年から平成27年までの5年ごとの推計人口

	平成7年	平成12年	対平7減少率	平成17年	対平7減少率	平成22年	対平7減少率	平成27年	対平7減少率
	(1995年)	(2000年)		(2005年)		(2010年)		(2015年)	
山形市	254,488	257,175	1.06%	257,768	1.29%	256,116	0.64%	252,604	-0.74%
米沢市	95,592	95,401	-0.20%	94,265	-1.39%	92,377	-3.36%	89,885	-5.97%
鶴岡市	100,538	100,528	-0.01%	99,729	-0.80%	98,030	-2.49%	95,560	-4.95%
酒田市	101,230	101,052	-0.18%	100,098	-1.12%	98,145	-3.05%	95,206	-5.95%
新庄市	42,896	42,354	-1.26%	41,438	-3.40%	40,127	-6.46%	38,489	-10.27%
寒河江市	42,805	43,176	0.87%	43,171	0.86%	42,762	-0.10%	42,058	-1.75%
上山市	38,047	37,446	-1.58%	36,546	-3.95%	35,318	-7.17%	33,861	-11.00%
村山市	30,506	29,153	-4.44%	27,543	-9.71%	25,744	-15.61%	23,845	-21.84%
長井市	32,727	31,911	-2.49%	30,800	-5.89%	29,437	-10.05%	27,897	-14.76%
天童市	60,626	63,729	5.12%	66,641	9.92%	69,235	14.20%	71,420	17.80%
東根市	43,208	43,322	0.26%	43,092	-0.27%	42,494	-1.65%	41,548	-3.84%
尾花沢市	23,127	22,076	-4.54%	20,834	-9.91%	19,462	-15.85%	18,013	-22.11%
南陽市	36,810	36,391	-1.14%	35,650	-3.15%	34,605	-5.99%	33,343	-9.42%
市計	902,600	903,714	0.12%	897,575	-0.56%	883,852	-2.08%	863,729	-4.31%
山辺町	15,357	15,534	1.15%	15,563	1.34%	15,420	0.41%	15,210	-0.96%
中山町	12,390	12,859	3.79%	13,243	6.88%	13,580	9.60%	13,867	11.92%
河北町	21,930	21,345	-2.67%	20,652	-5.83%	19,829	-9.58%	18,892	-13.85%
西川町	8,208	7,784	-5.17%	7,297	-11.10%	6,764	-17.59%	6,198	-24.49%
朝日町	9,819	9,133	-6.99%	8,399	-14.46%	7,637	-22.22%	6,881	-29.92%
大江町	10,537	10,224	-2.97%	9,811	-6.89%	9,324	-11.51%	8,807	-16.42%
大石田町	9,949	9,535	-4.16%	9,070	-8.84%	8,567	-13.89%	8,045	-19.14%
金山町	7,665	7,364	-3.93%	7,002	-8.65%	6,561	-14.40%	6,125	-20.09%
最上町	12,174	11,667	-4.16%	11,051	-9.22%	10,331	-15.14%	9,567	-21.41%
舟形町	7,546	7,195	-4.65%	6,773	-10.24%	6,305	-16.45%	5,818	-22.90%
真室川町	11,571	10,811	-6.57%	9,974	-13.80%	9,051	-21.78%	8,103	-29.97%
大蔵村	4,863	4,686	-3.64%	4,445	-8.60%	4,147	-14.72%	3,824	-21.37%
鮭川村	6,092	5,728	-5.98%	5,321	-12.66%	4,879	-19.91%	4,427	-27.33%
戸沢村	6,959	6,588	-5.33%	6,156	-11.54%	5,699	-18.11%	5,225	-24.92%
高島町	26,964	26,195	-2.85%	25,227	-6.44%	24,094	-10.64%	22,871	-15.18%
川西町	20,764	19,778	-4.75%	18,606	-10.39%	17,308	-16.64%	15,954	-23.17%
小国町	10,715	10,019	-6.50%	9,233	-13.83%	8,414	-21.47%	7,579	-29.27%
白鷹町	17,706	17,109	-3.37%	16,358	-7.61%	15,512	-12.39%	14,631	-17.37%
飯豊町	9,538	9,080	-4.80%	8,517	-10.70%	7,908	-17.09%	7,279	-23.68%
立川町	7,511	7,160	-4.67%	6,747	-10.17%	6,272	-16.50%	5,759	-23.33%
余目町	18,740	18,389	-1.87%	17,873	-4.63%	17,187	-8.29%	16,335	-12.83%
藤島町	12,414	11,763	-5.24%	11,053	-10.96%	10,309	-16.96%	9,559	-23.00%
羽黒町	9,988	9,590	-3.98%	9,129	-8.60%	8,587	-14.03%	8,038	-19.52%
櫛引町	8,742	8,709	-0.38%	8,613	-1.48%	8,420	-3.68%	8,158	-6.68%
三川町	8,188	8,010	-2.17%	7,778	-5.01%	7,458	-8.92%	7,078	-13.56%
朝日村	6,309	5,990	-5.06%	5,636	-10.67%	5,263	-16.58%	4,887	-22.54%
温海町	11,518	10,595	-8.01%	9,655	-16.17%	8,693	-24.53%	7,778	-32.47%
遊佐町	18,895	17,933	-5.09%	16,806	-11.06%	15,562	-17.64%	14,274	-24.46%
八幡町	7,896	7,480	-5.27%	7,010	-11.22%	6,497	-17.72%	5,979	-24.28%
松山町	5,863	5,680	-3.12%	5,434	-7.32%	5,147	-12.21%	4,830	-17.62%
平田町	7,547	7,210	-4.47%	6,809	-9.78%	6,355	-15.79%	5,870	-22.22%
町村計	354,358	341,143	-3.73%	325,241	-8.22%	307,080	-13.34%	287,848	-18.77%
総計	1,256,958	1,244,857	-0.96%	1,222,816	-2.72%	1,190,932	-5.25%	1,151,577	-8.38%
村山計	580,997	582,491	0.26%	579,630	-0.24%	572,252	-1.51%	561,249	-3.40%
最上計	99,766	96,393	-3.38%	92,160	-7.62%	87,100	-12.70%	81,578	-18.23%
置賜計	250,816	245,884	-1.97%	238,656	-4.85%	229,655	-8.44%	219,439	-12.51%
庄内計	325,379	320,089	-1.63%	312,370	-4.00%	301,925	-7.21%	289,311	-11.08%

(注)将来推計人口の算出にあたっては、「県全体」の推計と「個別市町村」の推計をそれぞれ別途行っているため、県全体の将来推計人口(9ページ)と、市町村別の将来推計人口の県合計(本資料及び次ページの資料)は、一致しない。

山形県内市町村の将来推計人口 (財団法人 統計情報研究開発センター 試算)

平成7年(国勢調査人口)と平成27年(推計人口)との年齢階級別比較

	総計			14歳以下人口			65歳以上人口			人口割合			
	平成7年	平成27年	対平7増減	平成7年	平成27年	対平7増減	平成7年	平成27年	対平7増減	平成7年		平成27年	
	(1995年)	(2015年)		(1995年)	(2015年)		(1995年)	(2015年)		14歳以下	65歳以上	14歳以下	65歳以上
山形市	254,488	252,604	-0.74%	41,110	33,328	-18.93%	42,627	61,126	43.40%	16.15%	16.75%	13.19%	24.20%
米沢市	95,592	89,885	-5.97%	15,390	12,129	-21.19%	17,729	22,162	25.00%	16.10%	18.55%	13.49%	24.66%
鶴岡市	100,538	95,560	-4.95%	16,873	13,203	-21.75%	19,269	25,038	29.94%	16.78%	19.17%	13.82%	26.20%
酒田市	101,230	95,206	-5.95%	16,638	12,507	-24.83%	19,055	25,357	33.07%	16.44%	18.82%	13.14%	26.63%
新庄市	42,896	38,489	-10.27%	7,494	5,350	-28.61%	7,794	10,024	28.61%	17.47%	18.17%	13.90%	26.04%
寒河江市	42,805	42,058	-1.75%	7,508	5,913	-21.24%	8,411	10,990	30.66%	17.54%	19.65%	14.06%	26.13%
上山市	38,047	33,861	-11.00%	5,780	4,263	-26.25%	8,308	9,969	19.99%	15.19%	21.84%	12.59%	29.44%
村山市	30,506	23,845	-21.84%	5,027	2,971	-40.90%	7,075	7,324	3.52%	16.48%	23.19%	12.46%	30.72%
長井市	32,727	27,897	-14.76%	5,399	3,723	-31.04%	6,850	7,810	14.01%	16.50%	20.93%	13.35%	28.00%
天童市	60,626	71,420	17.80%	10,462	10,535	0.70%	10,104	15,925	57.61%	17.26%	16.67%	14.75%	22.30%
東根市	43,208	41,548	-3.84%	7,331	5,854	-20.15%	7,835	10,750	37.20%	16.97%	18.13%	14.09%	25.87%
尾花沢市	23,127	18,013	-22.11%	3,812	2,162	-43.28%	5,344	5,534	3.56%	16.48%	23.11%	12.00%	30.72%
南陽市	36,810	33,343	-9.42%	6,311	4,591	-27.25%	7,622	9,027	18.43%	17.14%	20.71%	13.77%	27.07%
市計	902,600	863,729	-4.31%	149,135	116,529	-21.86%	168,023	221,036	31.55%	16.52%	18.62%	13.49%	25.59%
山辺町	15,357	15,210	-0.96%	2,637	2,098	-20.44%	3,126	4,074	30.33%	17.17%	20.36%	13.79%	26.79%
中山町	12,390	13,867	11.92%	2,146	1,941	-9.55%	2,629	3,434	30.62%	17.32%	21.22%	14.00%	24.76%
河北町	21,930	18,892	-13.85%	3,774	2,417	-35.96%	4,856	5,357	10.32%	17.21%	22.14%	12.79%	28.36%
西川町	8,208	6,198	-24.49%	1,247	720	-42.26%	2,195	2,150	-2.05%	15.19%	26.74%	11.62%	34.69%
朝日町	9,819	6,881	-29.92%	1,565	809	-48.31%	2,652	2,386	-10.03%	15.94%	27.01%	11.76%	34.68%
大江町	10,537	8,807	-16.42%	1,701	1,221	-28.22%	2,653	2,706	2.00%	16.14%	25.18%	13.86%	30.73%
大石田町	9,949	8,045	-19.14%	1,665	940	-43.54%	2,312	2,109	-8.78%	16.74%	23.24%	11.68%	26.22%
金山町	7,665	6,125	-20.09%	1,401	851	-39.26%	1,651	1,709	3.51%	18.28%	21.54%	13.89%	27.90%
最上町	12,174	9,567	-21.41%	2,141	1,214	-43.30%	2,730	2,865	4.95%	17.59%	22.42%	12.69%	29.95%
舟形町	7,546	5,818	-22.90%	1,326	678	-48.87%	1,736	1,921	10.66%	17.57%	23.01%	11.65%	33.02%
真室川町	11,571	8,103	-29.97%	1,927	1,000	-48.11%	2,586	2,530	-2.17%	16.65%	22.35%	12.34%	31.22%
大蔵村	4,863	3,824	-21.37%	884	554	-37.33%	1,124	1,217	8.27%	18.18%	23.11%	14.49%	31.83%
鮭川村	6,092	4,427	-27.33%	1,059	619	-41.55%	1,365	1,276	-6.52%	17.38%	22.41%	13.98%	28.82%
戸沢村	6,959	5,225	-24.92%	1,212	697	-42.49%	1,531	1,476	-3.59%	17.42%	22.00%	13.34%	28.25%
高島町	26,964	22,871	-15.18%	4,692	3,069	-34.59%	5,624	6,025	7.13%	17.40%	20.86%	13.42%	26.34%
川西町	20,764	15,954	-23.17%	3,370	1,886	-44.04%	4,680	4,874	4.15%	16.23%	22.54%	11.82%	30.55%
小国町	10,715	7,579	-29.27%	1,699	950	-44.08%	2,504	2,507	0.12%	15.86%	23.37%	12.53%	33.08%
白鷹町	17,706	14,631	-17.37%	3,015	2,035	-32.50%	4,352	4,273	-1.82%	17.03%	24.58%	13.91%	29.21%
飯豊町	9,538	7,279	-23.68%	1,640	913	-44.33%	2,351	2,171	-7.66%	17.19%	24.65%	12.54%	29.83%
立川町	7,511	5,759	-23.33%	1,198	706	-41.07%	1,786	1,914	7.17%	15.95%	23.78%	12.26%	33.23%
余目町	18,740	16,335	-12.83%	3,059	2,132	-30.30%	3,809	4,747	24.63%	16.32%	20.33%	13.05%	29.06%
藤島町	12,414	9,559	-23.00%	2,063	1,230	-40.38%	2,778	2,925	5.29%	16.62%	22.38%	12.87%	30.80%
羽黒町	9,988	8,038	-19.52%	1,758	1,160	-34.02%	2,231	2,262	1.39%	17.60%	22.34%	14.43%	28.14%
楡引町	8,742	8,158	-6.68%	1,588	1,194	-24.81%	1,845	2,217	20.16%	18.17%	21.11%	14.64%	27.18%
三川町	8,188	7,078	-13.56%	1,328	867	-34.71%	1,828	2,149	17.56%	16.22%	22.33%	12.25%	30.36%
朝日村	6,309	4,887	-22.54%	1,098	771	-29.78%	1,571	1,395	-11.20%	17.40%	24.90%	15.78%	28.55%
温海町	11,518	7,778	-32.47%	1,752	840	-52.05%	2,953	2,715	-8.06%	15.21%	25.64%	10.80%	34.91%
遊佐町	18,895	14,274	-24.46%	3,032	1,616	-46.70%	4,321	4,503	4.21%	16.05%	22.87%	11.32%	31.55%
八幡町	7,896	5,979	-24.28%	1,295	757	-41.54%	1,874	1,854	-1.07%	16.40%	23.73%	12.66%	31.01%
松山町	5,863	4,830	-17.62%	949	629	-33.72%	1,352	1,399	3.48%	16.19%	23.06%	13.02%	28.96%
平田町	7,547	5,870	-22.22%	1,240	734	-40.81%	1,789	1,843	3.02%	16.43%	23.70%	12.50%	31.40%
町村計	354,358	287,848	-18.77%	59,461	37,248	-37.36%	80,794	84,983	5.18%	16.78%	22.80%	12.94%	29.52%
総計	1,256,958	1,151,577	-8.38%	208,596	153,777	-26.28%	248,817	306,019	22.99%	16.60%	19.80%	13.35%	26.57%
村山計	580,997	561,249	-3.40%	95,765	75,172	-21.50%	110,127	143,834	30.61%	16.48%	18.95%	13.39%	25.63%
最上計	99,766	81,578	-18.23%	17,444	10,963	-37.15%	20,517	23,018	12.19%	17.48%	20.57%	13.44%	28.22%
置賜計	250,816	219,439	-12.51%	41,516	29,296	-29.43%	51,712	58,849	13.80%	16.55%	20.62%	13.35%	26.82%
庄内計	325,379	289,311	-11.08%	53,871	38,346	-28.82%	66,461	80,318	20.85%	16.56%	20.43%	13.25%	27.76%

平成10年度市町村普通会計決算の状況

(単位：億円、%)

市町村名	歳入総額 A	歳出総額 B	差し引き A-B	地方債 現在高	積立金 現在高	公債費 負担比率 (注1)	経常収支 比率 (注2)
山形市	886	842	44	1,092	58	17.3	81.3
米沢市	346	329	17	366	42	17.0	88.0
鶴岡市	391	377	15	410	27	16.5	89.1
酒田市	380	364	16	365	63	13.8	76.7
新庄市	180	175	5	210	25	15.9	89.7
寒河江市	167	161	6	199	5	18.4	86.1
上山市	144	139	5	193	6	17.9	87.4
村山市	149	143	7	169	9	17.8	86.4
長井市	136	133	4	148	8	17.8	95.8
天童市	221	215	7	191	18	15.0	80.3
東根市	202	194	8	218	27	14.6	81.1
尾花沢市	134	125	9	99	28	14.0	81.5
南陽市	137	131	6	170	13	20.3	86.2
市計	3,473	3,328	149	3,830	329	16.6	85.4
山辺町	63	61	3	54	23	14.3	82.0
中山町	49	47	2	51	7	17.2	88.8
河北町	82	79	3	94	10	20.0	88.1
西川町	62	60	2	71	11	18.1	83.8
朝日町	67	63	4	76	10	23.3	84.3
大江町	65	63	2	80	10	22.3	84.1
大石田町	60	57	3	72	13	22.1	84.8
金山町	49	47	2	43	8	16.9	76.9
最上町	73	71	2	63	12	20.1	78.1
舟形町	54	51	2	58	8	18.8	85.3
真室川町	65	62	2	61	29	16.6	81.7
大蔵村	45	43	2	45	14	24.4	80.9
鮭川村	50	48	2	52	14	15.0	86.2
戸沢村	48	46	1	55	14	20.3	80.9
高島町	122	116	5	123	20	18.8	87.7
川西町	93	90	3	134	12	25.5	91.4
小国町	85	82	3	105	14	21.5	81.1
白鷹町	101	97	4	124	9	22.4	85.0
飯豊町	72	69	3	83	15	20.3	82.8
立川町	46	45	1	60	8	20.1	86.2
余目町	72	70	2	77	15	14.6	83.5
藤島町	56	55	1	60	6	13.2	83.3
羽黒町	59	56	3	68	10	22.7	84.1
櫛引町	50	48	2	57	8	23.1	80.4
三川町	42	40	2	47	9	15.9	82.3
朝日村	50	49	2	53	14	22.1	88.1
温海町	62	61	1	77	12	24.7	89.8
遊佐町	74	70	4	99	14	22.1	83.8
八幡町	56	55	1	63	6	17.8	85.3
松山町	37	36	1	35	3	20.2	89.4
平田町	52	50	2	52	9	18.6	85.0
町村計	1,961	1,887	72	2,192	367	19.8	84.4
県合計・平均	5,434	5,215	221	6,022	696	18.8	84.7

(注1)「公債費負担比率」とは、税金など使い道が特定されない収入のうち、公債費（地方公共団体が借り入れた借金の返済）に充てられたものの割合を示す指標。この比率が高くなるほど、公債費以外の政策的な事業に充てる財源が確保しにくくなる。一般的には、おおむね15を超えるようになると注意信号、20以上になると赤信号であるといわれている。

(注2)「経常収支比率」とは、税金などその使い道が特定されず経常的に収入されるもののうち、人件費・公債費・法令等に基づき支給される各種の福祉関係扶助費などの経常的に支出しているものの割合を示す指標。この比率が高くなるほど固定的な経費が増加し、必要とされる政策的事業を弾力的に展開していく余力がなくなることの意味する。一般的には、75~80を超えた団体は、財政構造の硬直化がかなり進んでいる団体であると考えられている。

(注3)「公債費負担比率」「経常収支比率」の平均値は単純平均である。

(出典) 地方財政状況調査

公共施設整備状況

(単位:箇所、%)

市町村名	公 営 住 宅	公園	病院	診療所	特別養護 老人ホーム	保育所	児童館	幼稚園	小学 校	中学 校	道 路 改良率	道 路 舗装率	上水道 普及率	下水道 普及率
山形市	1,893	180	19	340	8	23	4	29	37	17	68.1	95.5	100.0	73.8
米沢市	681	33	5	99	3	15	3	11	18	8	42.1	87.9	87.9	50.0
鶴岡市	632	85	8	123	3	23	3	11	21	6	66.0	89.1	99.4	61.2
酒田市	725	141	5	131	2	25	1	8	22	9	69.0	98.6	98.9	42.2
新庄市	332	18	3	51	1	6	3	6	11	5	63.5	70.8	81.8	45.4
寒河江市	198	28	3	54	2	6	2	4	11	3	80.5	92.8	99.6	46.5
上山市	162	22	3	31	1	6	8	2	10	4	41.0	72.5	95.5	63.8
村山市	116	11		22	1	4	7	2	9	6	64.9	84.4	99.2	44.1
長井市	203	8	1	40	2	3	6	2	6	2	36.9	39.2	95.9	49.9
天童市	276	78	4	65	2	8	3	7	13	4	79.3	83.6	97.7	72.8
東根市	335	22	2	41	1	7	7	2	8	5	71.6	84.8	96.2	40.0
尾花沢市	186	5	1	16	1	11	2	1	12	6	53.0	45.6	98.7	0.4
南陽市	126	11	2	40	1	5	4	3	8	7	35.5	61.8	92.9	43.8
山辺町	70	9		15	1	3		2	5	3	62.1	76.2	99.1	71.1
中山町	30	6		9	1	2		1	2	1	69.3	67.8	100.0	70.9
河北町	60	34	2	25	1	3	1	4	6	1	73.1	88.2	100.0	49.6
西川町	34	4	1	10	1	4	3		8	3	67.4	67.8	97.8	15.0
朝日町	16	1	1	7	1	3			8	1	56.1	60.0	94.1	32.3
大江町	20	2		8	2	4		1	6	1	60.8	68.2	96.7	17.1
大石田町	48	5		8	1	5	4		8	2	64.5	77.7	99.2	20.5
金山町	53	10	1	1	1	1		1	4	1	58.0	60.0	98.0	25.7
最上町	72	2	1	5	1	5	1	1	8	1	63.7	67.8	92.8	13.4
舟形町	57	3		2	1	3	2	1	4	1	63.7	67.9	96.7	20.9
真室川町	101	15	1	8	1	6	1	1	8	2	63.7	65.9	89.0	12.2
大蔵村	18	3		1	1	3	1		5	3	53.4	79.8	87.3	9.7
鮭川村	17			1	1	5			4	2	65.7	74.8	97.9	17.5
戸沢村	48	4		5	1	4	5		4	2	67.7	84.6	94.0	12.0
高畠町	70	17	1	18	2	5	3	2	7	4	28.3	56.4	88.5	64.9
川西町	52	9	1	11	1	3		4	8	3	69.2	62.6	97.6	40.6
小国町	106	9	1	5	1	7	3		8	6	41.5	47.8	59.5	4.0
白鷹町	35	14	1	10	1	8			6	2	55.9	45.8	95.9	48.3
飯豊町	18	29		6	1	2	2	2	5	2	54.0	54.6	94.5	38.3
立川町	29	1		6	1	4	1	1	4	1	79.0	89.1	98.7	23.5
余目町	88	10	1	12	1	1	2	4	4	1	85.6	89.7	98.1	33.2
藤島町	39	13		8	1	1	5	1	4	1	78.2	88.0	99.6	40.1
羽黒町	27	11		5	1	3	2	4	4	1	89.2	86.8	99.0	89.7
櫛引町	0	28		9	1	2	3		3	1	94.5	97.1	99.7	69.6
三川町	34	8		4	1	3	2		3	1	44.9	96.7	100.0	61.7
朝日村	23			4	1	4			3	1	61.2	63.5	96.4	29.6
温海町	148	3		13	1	9	1		5	1	70.9	82.6	98.8	33.7
遊佐町	35	4	1	12	2	4	1	2	6	1	81.7	93.5	98.8	26.9
八幡町	44	11	1	3	1	5	1		4	1	61.8	85.6	97.9	55.6
松山町	13	10		4	1	3			3	1	67.3	97.0	99.8	20.9
平田町	26	8		5	1	3	2		3	1	78.8	81.0	99.7	80.2
県 計	7,296	925	70	1,293	62	260	99	120	346	135	60.6	75.4	96.4	52.0

(出典)平成10年度公共施設状況調査等 下水道普及率(農集を含む。)=処理区域内人口/行政区域内人口(平成10年度末)

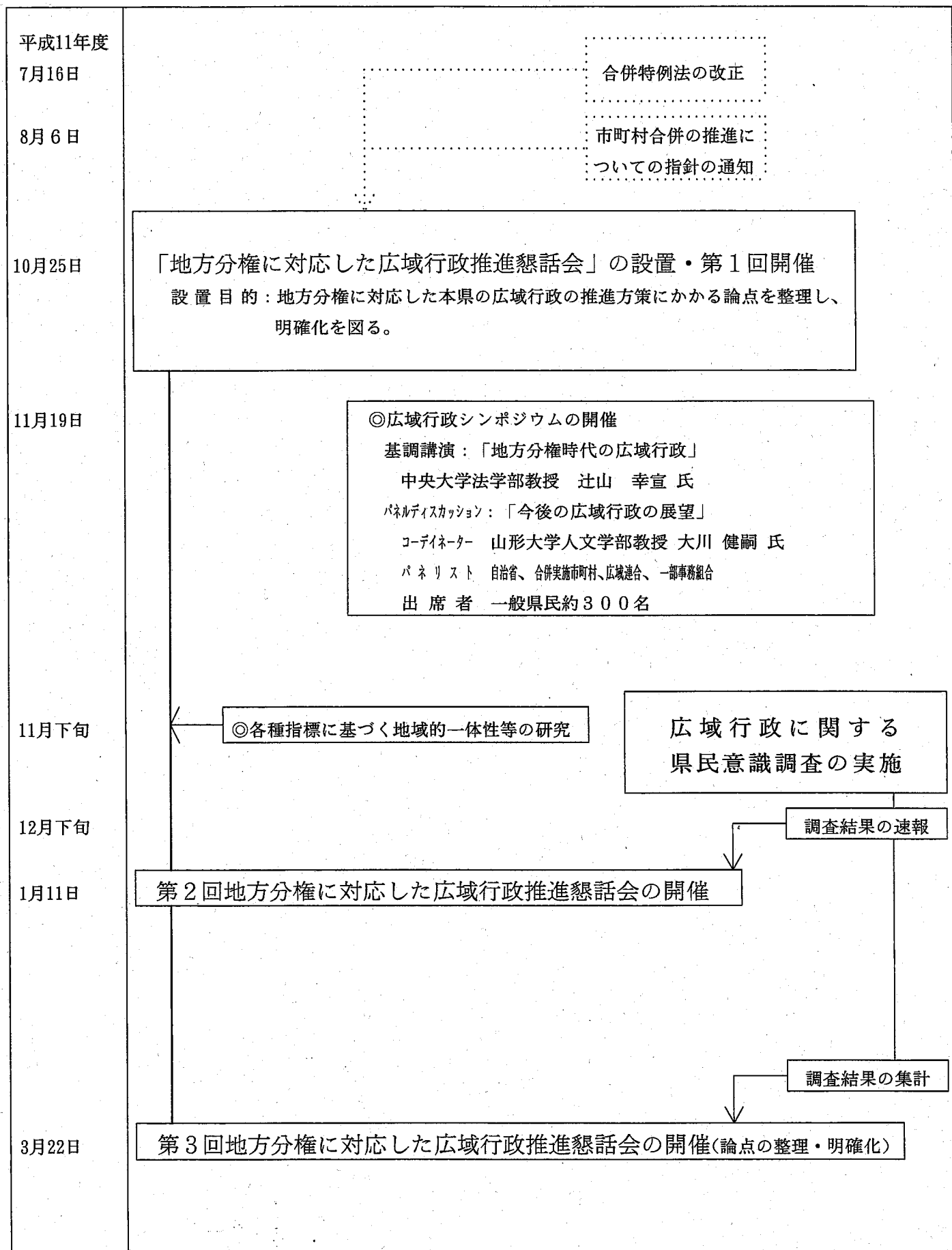
国・県の出先機関の管轄区域、選挙区等の状況

	県の機関			国の機関					選挙区		電話番号
	支庁・ 地方事務所	保健所	警察署	簡易裁判所	法務局・支局 出張所	公共職業 安定所	社会保険 事務所	税務署	衆議院議員 小選挙区	県議会議員 選挙区	
山形市			山形		山形				1区	山形市	
上山市			上山		上山					上山市	
天童市	東南村山		天童		天童	山形	山形	山形	3区	天童市	山形
東村山郡 山辺町			山形		山形				1区	東村山郡	
東村山郡 中山町											
寒河江市				山形					2区	寒河江市	
西村山郡 河北町									3区		
西村山郡 西川町	西村山	村山	寒河江		寒河江	寒河江	寒河江	寒河江		西村山郡	寒河江
西村山郡 朝日町									2区		
西村山郡 大江町											
村山市			村山		村山					村山市	
東根市	北村山				東根	村山		村山		東根市	村山
尾花沢市			尾花沢		村山					尾花沢市	
北村山郡 大石田町										北村山郡	
新庄市									3区	新庄市	
最上郡 金山町											
最上郡 最上町											
最上郡 舟形町	最上	最上	新庄	新庄	新庄	新庄	新庄	新庄		最上郡	新庄
最上郡 真室川町											
最上郡 大蔵村											
最上郡 鮭川村											
最上郡 戸沢村											
米沢市			米沢	米沢	米沢					米沢市	
南陽市	東南置賜		南陽	赤湯	南陽	米沢		米沢		南陽市	米沢
東置賜郡 高島町					高島					東置賜郡	
東置賜郡 川西町		置賜	米沢	米沢	川西		米沢		2区		
長井市			長井							長井市	
西置賜郡 小国町	西置賜		小国	長井	長井	長井		長井		西置賜郡	長井
西置賜郡 白鷹町			長井								
西置賜郡 飯豊町											
鶴岡市			鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡				鶴岡市西田川郡	鶴岡
東田川郡 立川町			余目	酒田	酒田	酒田		鶴岡		酒田	鶴岡
東田川郡 余目町					酒田	酒田					
東田川郡 藤島町										東田川郡	
東田川郡 羽黒町			鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡					鶴岡
東田川郡 柳引町							鶴岡				
東田川郡 三川町	庄内	庄内							4区		
東田川郡 朝日村											
西田川郡 温海町			温海							鶴岡市西田川郡	
酒田市										酒田市	
飽海郡 遊佐町			酒田	酒田	酒田	酒田		酒田		飽海郡	酒田
飽海郡 八幡町											
飽海郡 松山町											
飽海郡 平田町											

事務の共同処理の状況

	事務の共同処理の状況						
	広域計画	ごみ・し尿	消防・救急	上水道	病院	火葬場	介護保険 認定審査会
山形市		山形広域環境	-	最上川中部水道	-	-	-
上山市		-	-	-	-	-	-
天童市	山形広域	東根共立衛生	-	-	-	-	-
東村山郡 山辺町		山形広域環境	山形市に委託	最上川中部水道	-	-	-
東村山郡 中山町		-	(救急)	-	-	-	-
寒河江市		西村山広域	-	-	-	西村山広域	-
西村山郡 河北町		東根共立衛生	-	-	-	河北斎場	寒河江
西村山郡 西川町	西村山広域	-	西村山広域	-	-	-	西村山
西村山郡 朝日町		西村山広域	-	-	-	西村山広域	-
西村山郡 大江町		-	-	-	-	-	-
村山市		東根共立衛生	-	-	-	河北斎場	-
東根市	北村山広域	-	-	-	北村山病院	-	-
尾花沢市		尾花沢大石田	-	尾花沢大石田	-	尾花沢大石田	-
北村山郡 大石田町		環境衛生	尾花沢市に委託	環境衛生	-	環境衛生	-
新庄市		-	-	-	-	-	-
最上郡 金山町		-	-	-	-	-	-
最上郡 最上町		-	-	-	-	-	-
最上郡 舟形町	最上広域	最上広域	最上広域	-	-	-	最上
最上郡 真室川町		-	-	-	-	-	-
最上郡 大蔵村		-	-	-	-	舟形町に委託	-
最上郡 鮭川村		-	-	-	-	-	-
最上郡 戸沢村		-	-	-	-	-	-
米沢市		-	-	-	-	-	-
南陽市		-	-	-	置賜病院	-	-
東置賜郡 高島町		-	-	-	-	-	-
東置賜郡 川西町	置賜広域	置賜広域	-	-	置賜病院	-	-
長井市		-	-	-	-	-	-
西置賜郡 小国町		-	西置賜行政	-	-	-	-
西置賜郡 白鷹町		-	-	-	-	-	-
西置賜郡 飯豊町		-	-	-	置賜病院	-	-
鶴岡市		鶴岡衛生	鶴岡消防	-	-	-	-
東田川郡 立川町		酒田クリーン	酒田消防	-	-	-	-
東田川郡 余目町		-	-	-	-	-	-
東田川郡 藤島町		鶴岡衛生	鶴岡消防	月山水道	-	-	-
東田川郡 羽黒町		-	-	-	-	-	-
東田川郡 柳引町		-	-	-	-	-	-
東田川郡 三川町	庄内広域	-	-	月山水道	-	-	庄内南
東田川郡 朝日村		-	-	-	-	-	-
西田川郡 温海町		-	-	-	-	-	-
酒田市		-	-	-	-	-	-
飽海郡 遊佐町		酒田クリーン	酒田消防	-	-	-	-
飽海郡 八幡町		-	-	-	-	-	-
飽海郡 松山町		-	-	-	-	-	-
飽海郡 平田町		-	-	-	-	-	-

「市町村の合併の推進についての要綱」策定に向けたこれまでの山形県の取組み



平成12年度

4月13日

「広域行政推進に関する報告書」の公表

4月中旬

「広域行政推進に関する報告書」の説明

5月中旬

5月29日

第1回広域行政推進アドバイザー会議

- 山形大学人文学部教授 大川 健嗣 氏 (地域経済論)
- 山形大学教育学部教授 山本 啓 氏 (政治学)
- 東北芸術工科大学デザイン工学部助教授 松村 茂 氏 (都市計画)

7月下旬

地区別広域行政推進懇話会(4ブロック)

8月上旬

- 村山 7/25 ビッグウイング (山形市)
- 庄内 7/31 いろり火の里 (三川町)
- 最上 8/1 ゆめりあ (新庄市)
- 置賜 8/7 グランドホクヨウ (南陽市)

8月上旬

広域行政に関する市町村議会議員意識調査実施

8月31日

市町村合併をともに考える
全国リレーシンポジウムIN山形

- 基調講演：東京大法学部教授 森田 朗 氏
「地方分権時代における市町村合併」
- パネルディスカッション
「市町村合併を考える」

9月上旬

意識調査の集計作業

9月中旬

意識調査結果発表

9月25日

第2回広域行政推進アドバイザー会議

10月

第2回地区別広域行政推進懇話会

- 村山 10/23 オーヌマホテル(山形市)
- 最上 10/27 最上合同庁舎(新庄市)
- 置賜 11/ 6 グランドホクヨウ(南陽市)
- 庄内 11/13 いろり火の里(三川町)

随 時

市町村長等の意見聴取

11月21日

第3回広域行政推進アドバイザー会議

11月24日

市町村の合併の推進に関する要綱の策定・公表

「山形縣市町村合併推進要綱」に関するお問い合わせは、山形県企画調整部地方課
(広域行政担当)までお願いします。

住 所 : 〒990-8570 山形市松波2-8-1
電 話 : 023(630)2083・2084
F A X : 023(630)2130